

件名	愛媛県母子家庭児童等の身元保証に関する条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	

**【改正の概要】**

父子家庭に対して母子家庭と差異のない支援を行うため、父子家庭の児童が就職する際に県の身元保証を受けることができるようにするための改正

○「母子家庭児童等」の範囲の拡大（定義規定の改正）

- 1 配偶者のない女子が現に扶養している20歳未満の児童
- 2 父母のない児童で20歳未満のもの
- 3 配偶者のない男子が現に扶養している20歳未満の児童 ← 追加

施行日	公布の日
-----	------

**【その他参考事項】**

○身元保証制度の概要

県が母子家庭児童等の身元保証をすることによって、その就職を容易にし、当該母子家庭児童等の福祉を増進することを目的として制定

〔対象者〕 母子家庭児童等であって、次の要件に該当するもの

- ①他に身元保証をする者がいないこと。
- ②県内に引き続き1年以上居住し、又は県内の児童福祉施設に入所していること。
- ③性行が正しいこと。

〔保証内容〕 被保証人が保証期間内に故意又は重大な過失により使用者に業務上の損害を与えた場合に、県がその損害について賠償するもの

- ①損害賠償額 被保証人1人につき20万円以内
- ②身元保証期間 身元保証契約締結の日から3年以内

〔申請手続等〕

